

監査公表第 771 号

令和 5 年（2023 年）10 月 17 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和 5 年 9 月 14 日付け札総第 1140 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 1140 号

令和 5 年（2023 年） 9 月 14 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 愛 須 一 史 様
同 高 橋 克 朋 様
同 福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和5年度監査報告第2号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和4年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	まちづくり政策局総合交通計画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等及び役務契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 役務契約において、本来は物品として購入すべきテーブルやチェアなどを部材に含めて調達しているのがみられた。</p> <p>物品購入と役務では契約の締結に係る専決区分など、入札・契約事務の取扱いが公平性・競争性の観点等から異なるものである。また、備品出納簿への記載が不十分になるなど、財産管理の観点からも不適正な事務処理となるおそれがある。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後、同様のレイアウト変更業務等を実施する際には、前例踏襲や安易に他部署の事例を参考にすることなく、札幌市契約規則や札幌市物品・役務契約等事務取扱要領をよく確認し、契約事務研修等にも積極的に参加し、役務契約における部材の取扱いについて、担当者・確認職員ともに理解を深め、適切に判断を行っていく。</p> <p>また、人事異動があっても適切に処理を行っていくことができるよう、業務発注担当者及び契約担当者の引継書への記載を行っていく。</p>	

監査対象	西区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等及び役務契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 役務契約において、本来は物品として購入すべきテーブルやチェアなどを部材に含めて調達しているのがみられた。</p> <p>物品購入と役務では契約の締結に係る専決区分など、入札・契約事務の取扱いが公平性・競争性の観点等から異なるものである。また、備品出納簿への記載が不十分になるなど、財産管理の観点からも不適正な事務処理となるおそれがある。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後、物品購入と役務を混同することがないように、業務の調達スケジュールを踏まえながら適正な手続きのもと事務処理を行うべきことを周知した。</p> <p>また、本指摘を受け、調達した物品のうち備品に該当するものについては、受託者から別途提出された物品の金額内訳を用いて、備品出納簿への記載を行</p>	

別紙

いました。

監査対象	北区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等及び役務契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 役務契約において、業務完了後に受託者から提出された完了届に履行内容を確認できるものがなく、履行状況が不明なまま検査で合格としているものがみられた。</p> <p>今後は、報告書の内容を確認するなど履行状況を確実に把握し、履行検査が形骸化することのないよう適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>1 「プリンター修繕業務」については、今後同様の業務を行う際、修繕内容や交換部品等の詳細を記載した見積書の提出を求めるほか、必要に応じて修繕前後の写真を残し、客観的に内容を確認できるようにする。</p> <p>2 「札幌市北区役所2階レイアウト変更等業務」については、受託者から不備のあった書類の提出を受けた。</p> <p>なお、今後同様の業務を行う際に、完了届と仕様書を照らし合わせ、不足書類がないことの確認を徹底するとともに、客観的に事務内容が分かることを確認した上で、適正に履行検査を行うこととする。</p> <p>以上のことを、契約担当者の事務処理マニュアルに明記し、定期監査にて指摘されたことを踏まえ、同様の誤った処理を二度と行うことがないよう引き継いでいく。</p>	

監査対象	西区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等及び役務契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 役務契約において、業務完了後に受託者から提出された完了届に履行内容を確認できるものがなく、履行状況が不明なまま検査で合格としているものがみられた。</p> <p>今後は、報告書の内容を確認するなど履行状況を確実に把握し、履行検査が形骸化することのないよう適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>修繕結果を客観的に判断できるよう、写真や作業説明資料等を受託者から徴収することを徹底するよう周知した。</p>	

別紙

監査対象	議会事務局
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 物品購入等及び役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品購入等及び役務契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 役務契約において、業務完了後に受託者から提出された完了届に履行内容を確認できるものがなく、履行状況が不明なまま検査で合格としているものがみられた。</p> <p>今後は、報告書の内容を確認するなど履行状況を確実に把握し、履行検査が形骸化することのないよう適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに受託者より報告書を徴し、履行検査結果と相違ないことを確認した。</p> <p>また本指摘後、直ちに、契約事務については、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領や契約事務ハンドブックの再確認や、複数の職員によるチェック体制をとるよう関係職員に周知し、今後、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>さらに、人事異動があった場合においても適正な事務処理が継続されるよう業務引継ぎの徹底について指導した。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(2) 個人情報取扱事務の委託における契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載すべきもの</p> <p>個人情報を取り扱う事務を委託するときは、契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載することとされているが、これがなされていないものがみられた。</p> <p>個人情報は、札幌市のみならず受託者においても適正かつ慎重に管理すべきものであるから、契約書に個人情報の保護について明記することにより、個人の権利利益が侵害されることがないようにしなければならない。</p> <p>この事務処理については内部統制制度の特定リスクとして既に認識されていたものであることから、今後は個人情報保護制度への理解を一層深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>「個人情報取扱事務委託等の基準」については、令和5年4月1日からの個人情報取扱見直しに伴い、基準が改定されることから、上記指摘を受けた後、新しい基準（令和5年1月6日総務局長決裁）に基づく令和5年4月以降の取扱い及び業務フローを部内で整理し、関係職員にイントラメールで周知した。</p> <p>なお、令和5年7月3日時点で委託している2業務について、下記の措置を行っている。</p> <p>①契約書への個人情報の取扱いに関する特記事項の明記及び別紙の添付</p> <p>②契約時における受託者からの「個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式1）」の徴収</p>	

別紙

- ③当部職員による「個人情報取扱安全管理基準適合評価書（様式3）」による基準適合確認
- ④毎月の受託者からの「個人情報取扱状況報告書（様式5）」の徴取

監査対象	まちづくり政策局総合交通計画部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(3) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金について、補助の交付条件として申請年度において職員の研修を2回以上実施することを付しているが、この実施が確認できていないにもかかわらず、補助金額の確定をしているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、基本的な事務取扱に対する理解不足等に起因すると考えられるが、補助金の交付決定に当たっての審査手続き等が正確に行われなことは、補助事業者に対する公平性を欠くことにつながるものである。</p> <p>このため、今後は関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>実車を用いた2回の研修実施の事後確認について、令和3年度はタクシー事業者への聞き取りによる確認、令和4年度は書面により確認を行っている。</p> <p>令和5年度の補助実施に当たっては、当該研修について、申請年度において実績報告時まで2回以上実施するよう要綱を改正するとともに、事業者への周知を行った。</p>	

監査対象	北区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(3) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 地域主体の子育てサロン助成金の交付に関する事務において、交付要綱では助成金の額の算定方法を「算出された額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。」と定めているが、額の確定において切り捨てがなされず、円単位で額の確定、交付決定、支出しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>発覚後、直ちに過払分の戻入処理を行うとともに、再発防止に向けて、職場内研修を実施し、要綱に基づく適正な事務処理について周知徹底した。また、助成金の交付に関する事務処理については、複数職員による相互のチェック体制を構築するとともに、健康・子ども課経理担当職員においてもチェックを徹</p>	

別紙

底する体制を整えた。

また、複数区で同様事案が発生したことから、当該事業の統括課である子ども未来局子育て支援課から、要綱に基づいた適切な処理を行うよう注意喚起がされるとともに、「地域主体の子育てサロン助成金申請の手引き」及び要綱様式 10 収支決算書の改正が行われ、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることが明記された。

監査対象	西区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(3) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>補助金の交付に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 地域主体の子育てサロン助成金の交付に関する事務において、交付要綱では助成金の額の算定方法を「算出された額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。」と定めているが、額の確定において切り捨てがなされず、円単位で額の確定、交付決定、支出しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>過大交付となった助成金については、該当のサロン関係者（4団体）に説明及び謝罪を行い、返納を求め全てのサロンからの返納を確認済みである。</p> <p>要綱で定める様式は、端数処理について誤解を招きやすい記載内容であったことから、所管する子ども未来局において、様式やマニュアル（地域主体の子育てサロン助成金申請の手引き）の変更を行い、100円未満を切り捨てることが様式に明記された。</p> <p>担当係においては、要綱についての知識を深めるための研修会を実施し、今回誤認していた内容については、あらためて確認するとともに、正しい処理方法について周知した。今後も定期的に研修を実施し、確実な処理を行うよう周知徹底する。</p> <p>また、係内だけでなく、関係する係長・支出担当者についても、要綱・様式を周知した。</p>	

監査対象	北区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 その他の事務／(1) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 会計年度任用職員の「時間外勤務・休日勤務・夜間勤務票」において、命令及び現認等の決裁印のないものがみられた。</p> <p>時間外勤務は所属長の命令を受けてから実施するものであり、今後は、同様の誤りを防ぐため、再発防止に向けた対応策</p>

別紙

	を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>本件では、時間外勤務開始時間よりも前に、所属長においては勤務票を用いた押印決裁を行うことで勤務命令をし、勤務する職員においてはその押印決裁が済んでいることを勤務票にて確認したうえで、時間外勤務をするよう、手続きを徹底している。</p> <p>また時間外勤務後の現認についても、勤務した職員においては勤務票を用いた速やかな実施報告を行い、所属長においては報告と実態を照らし合わせたうえで、勤務票にて押印決裁を行うよう、併せて徹底している。なお決裁状況については、勤務した職員が常に留意し、状況把握することとしている。</p>	

監査対象	西区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 その他の事務／(1) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 時間外勤務に関する事務において、時間外勤務命令申請の決裁が完了し時間外勤務を行ったが、時間外勤務実施申請の処理が完了していないものがみられた。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、申請者のみならず決裁権者においても十分な注意を払うとともに、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>

<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>直ちに時間外実施申請入力と決裁を行い追給した。また、時間外勤務実施申請を遅滞なく確実にを行うよう課内に周知を図った。</p> <p>以降、適正な事務を執行するため、庶務担当者は課内職員に時間外勤務申請の決裁処理期限を毎月メールで周知し、各職員は処理期限までに未申請のものがないかを確認し、各係長は係員の時間外勤務申請漏れ・決裁漏れがないか人事給与システムで確認を行うこととした。</p> <p>また、庶務担当者及び係長が「出勤簿締め処理エラー確認」にて未処理のものがないかダブルチェックを徹底することとした。</p>	
---	--

監査対象	中央区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 その他の事務／(1) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 労働時間が8時間を超える場合、労働時間の途中で少なくとも1時間の休憩が必要であるところ、休憩時間が不足しているものがみられた。</p> <p>エ 時間外勤務中に休憩時間を取得しているが、その申請がされていないものがみられた。</p>

別紙

《指摘に対する措置》

直ちに過払分の戻入処理を行った。

部内にメールで関係法令について周知を行うとともに、時間外勤務命令を行う際の休憩時間付与について、システム入力時の確認、決裁権者による確認を徹底するよう注意喚起した。

また、部内各課庶務担当者に対しては、月末の時間外勤務手当の月締め処理の際に、時間外勤務命令簿の休憩時間欄を確認するよう周知し、チェック体制を強化した。

別紙

(2) 令和4年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 設計書の作成を適正に行うべきもの</p> <p>今回監査した土木工事において、ガードレール（脱線防止材）の設置や除雪の標準的な施工歩掛がないことから、見積により施工歩掛を策定しているが、策定した値と異なった値を入力して設計書を作成している事例がみられた。</p> <p>担当職員が数値を入力する際の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>従来、土木工事設計書のチェック機能の強化を目的として、「チェック&アドバイスシート」を作成し運用してきたが、今回の指摘を受けチェック項目を改めて点検したところ、見積による策定歩掛・策定単価を設計書に転記する際の入力値を確認する項目がないことが判明した。このため、担当職員の確認時や検算においても、入力誤りに気付くことができなかったものとする。</p> <p>したがって、本件の再発防止策として、「チェック&アドバイスシート」に、「策定歩掛・策定単価の転記に関する項目」を追加するとともに、当事例を係会議で情報共有することで、チェック機能の強化を図った。</p>	

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 足場作業における安全管理を適正にすべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」等では、労働災害防止のため足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、地下鉄のシェルター改修工事移動式足場を使用して作業を行っている作業員が、足場に定められた最大積載荷重を超えた状態で作業を行っている事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足や、作業効率を優先したことが原因と考えられる。</p> <p>こうした作業は、事故の発生に繋がる懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わる事、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように、労働安全衛生法等の関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>発注者として、施工計画の確認を徹底するとともに、工事着手時や会議等の打合せの機会を捉え、現場作業員を含めた関係者へ周知を行うなど、安全対策</p>	

別紙

の徹底について工事施工業者への指導を行っている。また、工事安全パトロールを実施するなど、災害未然防止についての啓発も継続して行っているところ。

監査対象	交通局高速電車部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項 / 2 工事監理 / (2) 建設業の許可を確認すべきもの</p> <p>「建設業法」等では、建設業を営む者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業の許可を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、外壁の塗装工事を行っている下請業者が建設業の許可を受けていないにもかかわらず、請負代金が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工している事例がみられた。</p> <p>受注者の建設業法等に対する理解不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して建設業の許可の取得状況を確認すべきであったと考える。</p> <p>今後は、このようなことがないように、建設業法等の関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>発注者として、施工体制の確認を徹底するとともに、工事着手時や会議等の打合せの機会を捉え関係者へ周知を行うなど、関係規定の遵守について工事施工業者への指導を行っている。</p>	

別紙

(3) 令和4年度第3回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	札幌丘珠空港ビル株式会社（まちづくり政策局空港活用推進室）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(1) 労働基準法を遵守すべきもの 従業員の勤務管理について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。 ア 労働時間が6時間を超える場合は所定の休憩時間を与えなければならないところ、これらがなされていないもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>シフトを7時間勤務（1時間休憩付与）に変更し、定期便遅延時にも対応できる体制に改めた。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(1) 労働基準法を遵守すべきもの 従業員の勤務管理について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。 イ 年10日以上有給休暇が付与される労働者に対しては、労働者自らが年5日以上有給休暇を取得した場合を除き、使用者が年次有給休暇日数のうち年5日について時季を指定して取得させる必要があるところ、これらがなされていないもの ウ 法定労働時間（週40時間）を超えて労働をさせた場合は割増賃金を支払わなければならないところ、これらがなされていないもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>イについて</p> <p>令和5年1月から本格導入した勤怠管理システム等を活用しながら、所属長及び職員自らが、年次休暇の取得状況を把握するとともに、勤怠管理システムにより毎年度10月時点における状況を把握し、1月時点においてなお取得が進まない場合は、総務課人事担当において社内職員の取得状況を勤怠管理システムで把握し、本人及び所属長にメールにより注意喚起を行うとともに、確実に時季が指定されるように促すことにより、公社全体として再発防止に努めていくこととした。</p> <p>ウについて</p> <p>消滅時効が成立していない令和2年4月1日以降に行われた週外振替に係る割増賃金について、過去に遡り、同様の事例がないか調査し、労働基準法に基づき未払分の割増賃金を支給した。また、令和5年3月に給与規程を改正し、週外振替の場合における割増賃金の支給について規定を整備した。</p>	

別紙

監査対象	公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会（市民文化局文化部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(3) 出張旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>当法人の旅費規程では、出張に係る旅費の種類及び計算は「札幌市職員等の旅費に関する条例」等を適用すると定められているが、同条例等に照らすと本来支給対象とはならない旅費が支出されている事例がみられた。</p> <p>今後は、旅費規程等を遵守するとともに、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。また、同規程等の妥当性を検証のうえ、必要に応じ見直すことも検討されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>現行の旅費規程では、PMFの用務によって出張を行う際に、それに加えてPMF業務以外の他業務（私事用務）を行った場合、旅費の支出をすることができないものとなっているが、職員以外の役員及び評議員等については、このような場合でも、当初のPMF用務で必要とする経路の金額を上限として、旅費を支出できることとするため、規程を改訂し、旅費の計算方法の特例に関する規定を追加した。</p> <p>今後は改正後の規程を遵守するとともに、事前及び事後のチェックも厳密に行っていく。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(7) 修繕の発注に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>一部の市営住宅等の修繕発注に当たり、施行箇所や内容などから一連のものとして一括で発注すべきと考えられる修繕を、100万円未満に複数分割して同一業者に発注・契約している事例がみられ、その総額は300万円を超えていた。</p> <p>当法人の規程では、金額に応じて異なる発注手続きや必要書類等を定めていることから、今後は、規程に従い適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>業務を担当する職員に対して、会議等を通じて関係規程等の遵守、適正な事務執行について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、札幌市からの修繕指示・依頼の段階で、関係者間で修繕内容及び金額等を共有・確認し、関係規定等に従い適正な事務執行を行う。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(8) 産業廃棄物処理委託契約を適正に処理すべきもの</p> <p>産業廃棄物処理について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物処理委託契約書に、必要な許可証の添付がないもの</p> <p>イ 本来、産業廃棄物の収集運搬業務は、法定事項を記載した産業廃棄物処理委託契約書により実施され、その費用は当該契約書記載の金額に基づき支払われるべきところ、当該契約とは異なる別契約を締結し支払いが行われるなど、不明確な契約形態となっているもの</p> <p>ウ 最終処分終了後に支払いを行うべきところ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載された最終処分終了日より前に完了検査を行い、処分事業者への支払分を含め収集運搬業者に全額を支払っているもの</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>アについて</p> <p>許可書の提出を求めることを失念したものであり、令和5年以降は契約時に提出させた。</p> <p>イについて</p> <p>産業廃棄物の収集運搬業務は、法定事項を記載した産業廃棄物処理委託契約書にて実施されるべきものであるため、収集と処分を別の法定契約書にて取り交わすこととし、契約形態を明確化した。</p> <p>収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ適正な価格が設定されることを確保するため、収集運搬業者と処分業者からそれぞれ見積書を徴するとともに、契約方法を見直し、各業者との間で締結した産業廃棄物処理委託契約書に基づき、公社から直接各業者にその対価を支払うこととした。</p> <p>ウについて</p> <p>上記イのとおり、収集と処分を分けて発注（法定契約書を締結）することとし、マニフェストについては、収集運搬業者及び処分業者の双方から提出を求め、最終処分日などマニフェスト記載事項の確認や照合を徹底するよう担当者・担当係長に指導した。</p> <p>また、札幌市の産業廃棄物ガイドを担当者及び担当係長に周知するとともに、発生から最終処分までの一連の行程及びマニフェストの取扱いについて徹底するよう指導した。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(9) 物品管理を適正に行うべきもの</p> <p>当法人の物品管理取扱要領において、消耗品出納簿の整備、備品の定期検査及び不用品処分の手続が定められているが、これらの事務処理が行われていなかった。このことは、前回（平成30年度）監査においてもみられたものであり、今後適正に行うとしていたにもかかわらず、実行可能な物品管理方法の検討に時間を要しているとして、いまだに改善されていない。</p> <p>長期間改善されない理由は、物品管理事務の重要性に対する認識が低いことに起因していると考えられるため、今後は、組織として意識向上を図るとともに、実行可能な物品管理方法を早急に検討・策定し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>実行可能な物品管理方法の確立に向けて、財務会計規程等との整合性も考慮しつつ、対象品目の分類や基準金額の設定に係る検討を既に進めており、速やかに要領等を見直し、必要な台帳整備を行う考えである。</p> <p>また、今後の台帳整備を見据え、備品等の現状把握に係る作業を並行して進めている。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(10) 産業廃棄物処理費の積算を適正にすべきもの（工事設計）</p> <p>「国土交通省土木工事標準積算基準書」では、工事費の積算について定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、産業廃棄物であるコンクリート杭の処理費が、当法人の定める単価に該当するものがないことから、見積により単価を策定する必要があるが、処理場から見積を徴収せずに、聞き取りによる単価で積算している事例がみられた。</p> <p>担当職員の当該基準に対する認識不足や、検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員へ基準書の周知徹底を図り、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>土木工事の積算について、講評後速やかに関係職員に対して会議等を通じて周知徹底を図り、基準書に基づく見積書を徴収した単価の策定方法について再確認を行った。今後は設計段階及び審査段階で確認を行い再発防止に努める。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(11) 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの（工事監理）</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「産業廃棄物処理法」という。）」等では、工事に伴い発生する産業廃棄物については、適正な処理をしなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した工事において、以下のような適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物を仕様書に定めのない工事現場外の保管場所に搬出しているが、協議した記録がないもの</p> <p>イ 産業廃棄物の保管していた場所を示す掲示板が確認できないものや掲示板の寸法が確保されていないもの</p> <p>ウ 産業廃棄物を分別して保管していた状況が確認できないもの</p> <p>エ 産業廃棄物の運搬車両である旨の表示が確認できないもの</p> <p>オ 産業廃棄物を仕様書と異なる市外処理施設に搬出しているが、協議した記録がないもの</p> <p>カ 当該工事以外の産業廃棄物と混合して保管していたことから産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正な処理が確認できないもの</p>

≪指摘に対する措置≫

工事に伴い発生する産業廃棄物の適正な処理について、関係職員に対して令和5年3月の建築係及び令和5年4月の設備課の会議等を通じて、また公社技術職員全員に対しても通知にて周知徹底を図った。今後は定期的な会議等で法令等の再確認を行い産業廃棄物の適正な処分に努める。受注者に対しては工事着手後速やかに工事施工等の留意事項を説明し、工事監督員との協議や工事写真の必要性、産業廃棄物の適正な処理等について工事監督員からの指導を徹底する。

監査対象	一般財団法人札幌市交通事業振興公社（交通局事業管理部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(15) 契約事務を適切に行うべきもの</p> <p>軌道設備などの保守点検に係る委託業務において、仕様書に前年度の内容をそのまま記載していることなどで不備が生じ、契約締結後に口頭連絡で修正しているものが散見された。</p> <p>今後は、仕様書を作成する際には業務内容を十分に検討するとともに、仕様の変更が必要となった場合には、口頭ではなく書面による通知を徹底することや積算額変更の検証を行うなど、適切な事務の執行に努められたい。</p>

≪指摘に対する措置≫

所属長より、対象となる職員全員に対して以下のとおり業務指示を行った。

(1) 契約締結時

業務発注の正・副担当で業務内容及び積算根拠の共有を図り、かつ相互に仕様書内容の精査を行うとともに、統括主任が取りまとめるなど、課内の確認体制を充実させ発注作業を進めること。

別紙

今回の指摘事項については、交通局工事等の変更に伴う電柱番号の変更など情報共有不足に起因するものが一部あったため、その対応策として翌年度の業務仕様作成前までに交通局と当公社で調整連絡会議等の場を設け、点検仕様等への確実な反映を行い、さらに公社内で共有サーバーのフォルダー等を活用して、職員にも情報共有していくことにより、現場と仕様書の間で差異が発生しないように努めること。

また、契約締結前に変更の必要性が判明した場合は早急に総務課と協議し、仕様書や執行伺い、入札日の変更（再入札）等の処置を執ること。

(2) 契約締結後

業務着手時や現場作業着手前に作業時期・点検箇所等について受託業者と綿密な打合せを行い、仕様書内容等との変更が生じる場合には、担当課長決裁にて「協議簿」を作成し、お互いが確認のうえ作業すること。

また、止むを得ず仕様書内容に変更が生じ、かつ契約金額に差異が発生する場合には「設計変更」、「契約変更」の措置を執り、適正な契約及び業務履行となるように事務処理を進めること。

(3) 完了検査時

仕様書等における点検項目が網羅されているか、指示業務内容が正しく完了しているかを日報や完了報告書及び作業写真等と突き合わせ確認し、確実な完了検査と決裁を行うこと。

監査対象	一般財団法人札幌市交通事業振興公社（交通局事業管理部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(16) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの 当法人の債権管理要領では、入金期限を経過した債権に関して、状況を把握して半期ごとに回収計画を策定し、理事長に報告することなどを定めているが、これがなされていない事例がみられた。今後は、組織的かつ適正な債権管理事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>(1) 毎月の請求書送付に係る起案決裁区分を、これまでの路面電車部長までから、事務局長までに変更した。</p> <p>(2) 口頭（入電時）により行っている督促について、督促状を送付する。</p> <p>(3) 滞留債権の回収計画を半期毎に策定し、理事長まで状況を報告する。</p> <p>(4) 札幌市交通局が保有する軌道施設等に関する事故等の対応については、都度情報共有を図り、交通局と継続的に協議を行いながら、必要に応じて連携していく。</p>	

別紙

監査対象	一般財団法人札幌市交通事業振興公社（交通局事業管理部）
監査委員の指摘事項	<p>2 出資団体監査／(17) 個人情報の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>当法人の個人情報保護規程では、個人情報を取扱う業務について、個人情報取扱業務書を作成することとされているが、これが作成されていなかった。</p> <p>今後は、個人情報の取扱いの重要性を再確認のうえ、規程等に則った適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

当該規程は平成8年に制定後、平成24年に改正されていたものであるが、当該業務書の必要性を改めて検討したうえで、令和5年4月1日より改正施行された「個人情報の保護に関する法律」の内容を踏まえて、当該規程の改正を行った（令和5年7月1日施行）。

この規程改正により、個人情報の取扱いに関する基本方針を公表することとしたほか、公社全体の個人情報保護体制を整備した。また、新たに「個人情報事務取扱要領」を策定し、取得した個人情報の取扱状況を確認するため個人情報管理簿を作成して管理徹底を図るなど、当公社が保有する個人情報を適正に取り扱うための事務処理手順を定めた。

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(1) 利用券に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>展望台及びトレーニング室の利用者に交付する利用券について、札幌ドーム条例施行規則では「利用券の種類、様式その他利用券の発行及び取扱いについて必要な事項は指定管理者が定める」と規定されているが、当該事項は定められていなかった。また、展望台利用券については、保管枚数の確認において払出枚数との突合がされていなかった。</p> <p>今後は、事故や不正防止の観点から利用券に関し必要な事項を規程として明確に整備するとともに、適切な管理体制を確立したうえで、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

札幌ドーム条例施行規則第2条第7項に基づき、当該事項のマニュアル等を策定した。利用券の発行及び取扱いに必要な事項を定めるとともに、不正を防止するために、定期的に入場券の利用実績と残数の照合を行うことにした。

別紙

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(2) 再委託業務に係る契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>再委託業務に係る契約について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。</p> <p>ア 契約金額を変更したにもかかわらず、契約を改定していないもの</p> <p>イ 単価契約を行っている委託業務について、新たな単価を設定したにもかかわらず、契約を改定していないもの</p> <p>ウ 契約規則上、契約書等を作成する必要があるにもかかわらず、作成していないもの</p> <p>エ 契約規則上、契約相手の選定に当たり被指名者選考委員会による審査が必要とされるにもかかわらず、審査を経していないもの</p> <p>オ 産業廃棄物処理の委託について、契約書を取り交わした後に新たな品目の処理を追加しているにもかかわらず、処理対象品目及び受託者に支払う委託料（収集運搬・処分に係る単価）等の追加に係る改定契約等を取り交わしていないもの</p> <p>今後は、契約規則等を遵守し、チェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア～オ共通</p> <p>各事例について、事業本部会議（専務取締役、常務取締役各部の部長で構成）で、監査での指摘事項として報告した上で、当該資料を全社に共有し、社内周知した。契約規則の内容を改めて周知するとともに、個及び組織としての知識、認識、意識の向上を図り、今後同様の事案が発生しないよう適切な教育を行う。その一環として、まず、部長、課長などの管理職を対象に、契約規則と、決裁区分や専決などを規定した処務規則に関する研修を実施する。</p> <p>アについて</p> <p>今後は、契約金額が変更になる場合は、覚書等を取り交わすこととする。</p> <p>イについて</p> <p>コロナ対策で増加した業務の単価の設定においては、契約書等で定めていなかったが、コロナ初期の臨時対応で、契約書の「協議」条項に基づき、両社協議のうえ決定したものであった。本件は、コロナ流行初期の緊急対応的な措置であり、現在は追加人員を配置していないが、今後同様の事案があれば、新たな単価設定に係る覚書を締結するなど適切な契約事務を行う。</p> <p>ウについて</p> <p>本件は、担当者及びその上長が、契約規則を十分理解していないことが原因であるため、前述のとおり、社員に向けた契約規則の周知・教育・研修などにより、規則に関する知識と理解度を高めて再発を防止する。</p> <p>エについて</p> <p>当該業務については、被指名者選考委員会設置要綱制定（平成 20 年 7 月 1</p>	

別紙

日) 以前から複数年にわたり、同事業者に対し委託している連続性を踏まえ、契約更新であるとの認識であったが、今回の指摘を踏まえ、今後同様の案件については、被指名者選考委員会を経たうえで特命発注における被指名者候補を決定することとした。

オについて

当該指摘事項を修正した内容にて契約を締結した。今後、同様に契約内容に変更（業務の追加や委託料の変更など）が生じた場合は、当該変更内容に係る覚書等を取り交わすこととする。

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(3) 再委託業務に係る履行検査を適正に行うべきもの 第三者への再委託業務において、管理運営業務仕様書で定める履行確認が適正に行われていない事例がみられた。 今後は、仕様書の定めに従い適正な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>「駐車場等の除雪業務」については、受託者から提出される業務日誌や車両運転記録などにより1か月毎に完了確認を行い、記録に残す運用に変更すると共に、契約内容についても実態に即し見直すこととした。</p> <p>「札幌ドームトレーニングルーム管理運営業務」の令和3年8月、9月分の業務については、コロナ禍において臨時的に発注したもので、通常営業時とは異なる業務内容であり、成果物（点検した機器、作成した動画等）の確認を実施していたが、今後、同様のケースが発生した場合は、業務日誌を提出させて確認することとした。</p>	

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設指定管理者監査／(4) 駐車場の利用料金を適正に申請等すべきもの 札幌ドーム条例において、利用料金の額は、指定管理者が条例に定める利用料金の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。 当法人は、駐車場の利用料金について、札幌ドームの施設内で500円以上利用した者は3時間まで無料とすることを札幌市へ申請し承認を得ている。 しかしながら、当法人はトレーニング室を300円で利用する高齢者等についても、一律に駐車場の料金を3時間まで無料としており、この場合に係る駐車場の利用料金の申請をしていなかった。 駐車場の利用料金の設定に当たっては、条例等の定めに従い遺漏なく申請等されたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>トレーニング室を300円で利用する者についても、駐車場料金が無料対応となるよう、市に対して利用料の申請を行い、同日付けで承認を受けている。</p>	

別紙

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>3 公の施設指定管理者監査／(5) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事の発注に当たり、建設業法の理解が不十分であること等により、以下のとおり発注者として工事の適正な施工を確保するための対応を欠く事例がみられた。</p> <p>ア 事前に受注者が建設業法上の許可を有しているか確認した形跡がないもの</p> <p>イ 建設業法で定める主任技術者について、実際には配置されていたとのことだがその記録はなく、また、請負契約書で定める受注者が提出すべき主任技術者の通知を受理していないもの</p> <p>ウ 注文請書等に、建設業法で定める請負契約書に記載すべき項目が網羅されておらず、別途当該項目が網羅された基本契約約款等も存在しないもの</p> <p>エ 受注者が作成する完了報告書の内容をあらかじめ仕様書等で明らかにしていないもの</p> <p>建設業法で定める目的に「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と掲げられている。また、国土交通省作成の『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）』において、「法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならない」と明記されている。</p> <p>これらのことから、建設業法に則った事務を執行することで発注者である当法人が保護され、受注者等との紛争を未然に防止することにもつながると考える。</p> <p>今後は、建設業法で定める手続きをはじめとする工事発注に係る事務を適正に執行するために、契約規則の妥当性を検証したうえで必要な改正等を行うことや、チェック体制の強化を図るなど必要な対応をされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>本指摘より、建設業法令遵守は受発注者双方が徹底を図るものと理解し、指摘事項については以下の通り対応することとした。</p> <p>アについて</p> <p>新規発注先については、都度、国交省 HP の検索システムにて確認していたが、今後は新規に限らず発注時には受注者が建設業法上の許可を有しているかを必ず確認し、記録として残すこととした。</p> <p>イについて</p> <p>実際は主任技術者の配置はしていたが、指摘のとおり記録として残していなかった。今後は主任技術者の通知も含め書面で残すこととした。</p> <p>ウについて</p> <p>今後は注文書・請書の裏面に契約条件を記載して、建設業法に定める項目を</p>	

別紙

網羅するようにする。

エについて

今後は当法人が求める完了報告書の内容を仕様書に明記することとする。

別紙

2 意見に対する対応（令和5年度監査報告第2号に掲載された意見に係るもの）

(1) 令和4年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	北区保健福祉部
監査委員の意見	<p>第2 意見／1 調達する業務内容の精査について</p> <p>ア 札幌市北区役所2階レイアウト変更等業務について、レイアウト変更に係る要件整理や変更後の図面など、事前に必要な資料の作成を当該業務に含め発注しているものがみられた。</p> <p>レイアウト変更に係る要件整理や図面の作成等、業務の仕様に係る基礎的な資料は自ら作成することが原則であり、それが困難な場合は、入札・契約事務の公平性や透明性の確保のため、事前準備に係る業務等は別途委託の検討を要望する。</p> <p>なお、事務室等のレイアウト変更業務に当たっては、「事務室等のレイアウト変更業務に係る適正な契約事務の執行について」（平成28年2月10日付け札法第1308号総務局長・札契管第2044号財政局契約管理担当局長通知）を参照されたい。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>今後、同様の業務を行う際は、可及的速やかに準備等に着手することとし、基礎的資料を自ら作成することの可否を検討する。検討の結果、基礎的資料を自課で作成できないと判断した場合は、別途、レイアウト図等作成に係る委託契約を締結した上で、業務を履行する。</p> <p>以上のことを、契約担当者の事務処理マニュアルに明記し、定期監査にて指摘されたことを踏まえ、同様の誤った処理を二度と行うことがないよう引き継いでいく。</p>	
監査対象	議会事務局
監査委員の意見	<p>第2 意見／1 調達する業務内容の精査について</p> <p>イ 札幌市議会議場制御機器等保守管理等業務と札幌市議会弱電設備に係る保守管理等業務の2つの委託業務において、ともに委託内容に議場内の音響測定が含まれているものがみられた。</p> <p>業務を受託しようとする者は、仕様書の業務内容により見積ることから、測定結果をもう一方の受託者に提供して機器の保守管理への活用を図るなど、業務内容を精査して削減することにより、契約金額について低減が見込まれるものである。</p> <p>このため、今後の仕様書の作成に当たっては、経済性の観点から合理的な内容であるかどうかについても、検討されることを要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>監査後、2つの業務の受託業者にそれぞれ聴取を行い、測定結果の共有による業務履行が可能との回答を得た。このため、令和5年度の保守契約にあたっては、一方の保守管理業務から議場の音響測定を除く仕様に変更し、必要な場合には都度、測定結果を共有することで対応を行うこととしたため、契約金額の低減を図ることができた。</p>	

別紙

また、契約事務を進める際には、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領や契約事務ハンドブックを再確認することや、完了検査を複数の職員で行うなど、チェック体制を強化した。

別紙

(2) 令和4年度第3回定期監査（財政援助団体等監査）関係

監査対象	札幌丘珠空港ビル株式会社（まちづくり政策室空港活用推進室）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(2) テナント賃料等に係る適切な価格の確認について（意見）</p> <p>当法人では空港ターミナルビル内に入居するテナントから、建物賃貸借契約に基づき賃料、管理費、直接費（光熱水費）等を徴収しているが、これら賃料等を算出する単価（使用面積や光熱水使用量に乗じる単価）は、特別な事情がある場合を除き、現ターミナルビル開設当初より変更されていない。</p> <p>開設から30年以上が経過し、特に管理費や直接費は、開設前の想定使用量や価格等に基づいて算定されており、一部実態とかい離していると考えられるものもある。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテナントに対する減免等の対応により、令和2年度の損益は純損失を計上するなど当法人としても大きな影響を受けたところである。賃貸収入は根幹的な収入であり、安定的な経営に足る収入を確保する必要があるのと同時に、公共性の高い法人であることから、賃料等が公正妥当なものであるか適宜確認を行い、必要に応じて改定等の検討をするよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>2023年度以降、新規路線の開設や増便が見込まれていることから、主たるテナントである航空会社と協議を開始したところであり、まずは減免している賃料について本来の額に戻すこととしている。</p> <p>今後も単価の改定を含めて賃料の算定方法について検討していく。</p>	
監査対象	公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会（市民文化局文化部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(4) 食糧費（会食代）の支出について（意見）</p> <p>当法人は、交際費及び食糧費事務取扱要領にて食糧費の執行が認められる範囲等を定めている。</p> <p>同要領に基づき、協賛社等との会食に係る費用の支出に際して、本来理事長の承認を得るべきところ常務理事の承認により支出している事例がみられた。</p> <p>今後は、食糧費の支出に係る手続きの合理性や適正性確保のために、同要領の妥当性を検証のうえ、必要な見直しをされるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>当初の規定は実態に合っておらず、このままでの運用は業務負担が大きいこと又意思決定に時間を要することから、令和5年3月に「交際費及び食糧費事務取扱要領」を改訂し、「その他、理事長が必要と認める団体・個人」とあるのを「その他、常務理事が必要と認める団体・個人」とした。</p>	

別紙

監査対象	公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会（市民文化局文化部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(5) 金券類等の管理について（意見） 金券類等の管理について、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 領収書について実際に保管している冊数とは異なる数が受払簿に記載されていることや、令和4年度以降使用しないこととした未使用の領収書が、そのまま使用可能な状態で保管されているものがみられた。</p> <p>　　今後は、事故防止のためチェック体制の強化を図るなど適切に管理されるよう要望する。</p>
<p>＜意見に対する対応＞</p> <p>　　今後は、領収書No.に加え、受払簿記載残数と現物残数との確認も併せて行うことにより受払簿と現物の冊数の齟齬が生じないように管理するとともに、未使用の領収書については、総務課長と担当者が一緒に確認し無効化を行うこととした。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市交通事業振興公社（交通局事業管理部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(5) 金券類等の管理について（意見） 金券類等の管理について、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 当法人では金券類や領収書等を厳正に管理するために事務取扱要領等を定めているが、金券類等における保管責任の所在や保管状況が不明確なものがみられた。</p> <p>　　金券類等については、関係規定の趣旨を鑑み、適正な事務処理を確立したうえで運用していただくよう要望する。</p>
<p>＜意見に対する対応＞</p> <p>(1) S A P I C A等の払い出しについては、受入れ（購入）時に行っており、受払簿上、保管枚数が確認できない処理となっていたことから、今後は受払簿ではなく、新たに作成した管理簿により保管者の所在を明確にするため、当該要領を改正した。</p> <p>(2) 複数の職場がある部署では一括で領収書の受払いを行っており、受払簿上でも連続した領収書番号で一括して記載していた。そのため、これまでは年度末に未使用のまま返納された領収書についても、領収書番号を一括して記載のうえ、実際の冊数を記載する処理を行っており、現存する領収書綴りの冊数が特定できない記載内容となっていた。</p> <p>　　今後はこの処理を見直し、年度末に払出済みの領収書が未使用とならないように細かい受払いを行うとともに、実際に受払いを行った領収書番号が明確になるように取扱いを変更した。</p>	

別紙

監査対象	公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会（市民文化局文化部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(6) 契約の履行検査に係る規程の整備について（意見）</p> <p>当法人の財務会計規程では、「契約を締結した場合には、別に定めるところにより必要な監督又は検査をしなければならない」と定められているが、当該規程等が整備されていなかった。</p> <p>今後は、契約の適正な履行を確保するため、履行検査に関し必要な事項を規程として整備するとともに、検査体制を確立したうえで適正な事務の執行に努められるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>新たに「物品・役務契約監督検査要綱」を制定し、物品・役務契約に係る検査方法や様式等について定め、今後はこの要綱に沿った事務を行うよう関係職員全員に周知した。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(12) 住まいの情報セミナーの拡充について（意見）</p> <p>市民の住生活環境向上のための普及啓発事業として行っている住まいの情報セミナーについては、高齢者の関心が高いテーマで開催しているため、参加者の多くが高齢者となっている。</p> <p>住生活を取り巻く課題は多岐にわたることから、より多様な市民が参加できるよう、開催内容の見直しを含め検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>テーマの選定については、定款に掲げる目的である住生活環境向上に資するテーマとし、集客と目的達成へ向けた、工夫に取り組んでおります。また、幅広い世代を対象とする取組については、開催日時や開催場所及びそれらに関わる経費等の問題を踏まえ検討を行ってまいります。</p>	

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(13) 女性事務職員に対する貸与被服の見直しについて（意見）</p> <p>当法人の規程に基づき、希望する女性事務職員に対し制服一式を貸与している。制服貸与理由は職務執行上の必要性であるが、希望者のみに貸与していることや女性事務職員のみが行う業務は無いとのことから、制服着用が職務上不可欠とは言い難いと考えられる。</p> <p>経済性の確保の観点はもとより、女性事務職員に限定した制服貸与の合理性なども含めて、制服のあり方について検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>女性事務職員に限定して義務付けする規定については、一般論として均等待</p>	

別紙

遇及び女性活躍推進の観点から時代に合わないものの、着用義務緩和後の制服の着用実態や労働組合の意向等も踏まえ、制服のあり方について、引き続き社内で業務上の必要性を勘案しながら議論していくこととする。

監査対象	一般財団法人札幌市住宅管理公社（都市局市街地整備部）
監査委員の意見	<p>2 出資団体監査／(14) 産業廃棄物処理委託業者への支払いについて（意見）</p> <p>産業廃棄物処理に当たり、収集運搬及び処分の個々の事業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しているが、処分業者への支払いは収集運搬業者を通じて行っているため、収集運搬業者に対する手数料相当の支払いが別に発生している。</p> <p>当法人から処分業者に直接処分費用を支払えば、支払手数料相当の支払いは不要になると考えられ、経済性の確保及び処分業者に正当な処分料が支払われない等の事故防止の観点から、個々の事業者への支払いを検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>令和5年6月から契約方法を見直し、当公社から直接処分業者に支払うこととした。</p>	

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の意見	<p>3 公の施設指定管理者監査／(6) 再委託業務の契約内容の検討について（意見）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いトレーニング室の営業を休止していた期間について、同室の管理運営業務受託者に営業再開に向けた事前準備業務を別途発注していたが、契約単価等を通常営業時と同等にしたことにより結果として客観的に過大と捉えられかねない委託料を支出していた。</p> <p>今後は、新たに業務を委託する際には必要業務を十分精査するとともに、不測の営業休止等の事態が発生した場合に備え、受託者への適切な対応方法についてあらかじめ検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>コロナ禍での特別な対応であり、今後このような特殊な状況で業務が発生することは考えにくく、また、不測の営業休止等の事態にあらかじめ備えるのも難しいが、今後、そうした事態が発生した場合は、当該法人、受託者、札幌市で協議しながら、必要業務を十分精査した上で、その状況や内容に即した対応を行う。</p>	

別紙

監査対象	株式会社札幌ドーム（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の意見	<p>3 公の施設指定管理者監査／(7) 再委託業務に係る契約の競争性の確保等について（意見）</p> <p>一部の再委託業務について、利用者の安全確保や施設の安定稼働を理由に、特定の相手との契約を繰り返している事例がみられた。</p> <p>前回（平成30年度）監査においても、経済性や有効性の向上に一層取り組まれるよう意見を付しているが、引き続き、透明性や経済性の確保を意識し、競争入札の実施、さらには複数年契約についても今後検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見に対する対応》</p> <p>当法人における特命発注については、札幌ドームの特殊性などの理由から、規則に基づき適正に行われているものであるが、今後も被指名者選考委員会において、事業内容や発注時点での状況などに応じ、競争入札の可否等を含め検討してまいりたい。</p>	